

**介護予防・日常生活支援総合事業  
第1号通所事業契約書別紙（兼重要事項説明書）**

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

**1. 事業者 那賀町より受託経営**

法人名	社会福祉法人 那賀町社会福祉協議会
事務所の所在地	〒771-5406 徳島県那賀郡那賀町延野字王子原3番地1
管理者(職名・氏名)	会長 大西英雄
設立年月日	平成17年4月1日
電話番号	0884-64-0026

**2. ご利用事業所の概要**

ご利用事業所の名称	那賀町木沢デイサービスセンター
サービスの種類	第1号通所事業(介護予防通所介護相当)
事業所の所在地	〒771-6105 徳島県那賀郡那賀町木頭字前田5番地1
電話番号	0884-65-2126
指定年月日・事業所番号	平成27年4月1日指定 3671300519
実施単位・利用定員	1単位 定員10人
通常の事業の実施地域	那賀町

**3. 事業の目的と運営の方針**

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図ると共に、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連帯を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

#### 4. 提供するサービスの内容

第1号通所事業は、事業者が設置する事業所(那賀町木沢デイサービスセンター)に通っていただき、入浴、排泄、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持を図るサービスです。

#### 5. 営業日時

営業日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日(振替休日を含む)及び年末年始(12月29日～1月3日)及びお盆(8月14日～16日)を除きます。
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間	午前9時30分～午後4時00分

#### 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
生活相談員	常勤 1人、 非常勤 0人
看護職員	常勤 0人、 非常勤 0人
介護職員	常勤 1人、 非常勤 4人
機能訓練指導員	常勤 1人、 非常勤 1人

#### 7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の担当職員(生活相談員)及びその管理責任者(管理者)は下記のとおりです。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などがありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員 白谷 岳二
管理責任者の氏名	管理者 白谷 岳二

#### 8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担金割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

- (1) 第1号介護予防通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算の合計額となります。

**【基本部分：介護予防通所介護相当】**

利用者の要介護度	利用回数(月)	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
要支援1	4回まで	3840(回)	384×利用回数	768×利用回数
	5回以上	16720(月)	1672	3344
要支援2	8回まで	3950(回)	395×利用回数	790×利用回数
	9回以上	34280(月)	3428	6856

(注1) 上記基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これらが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

**【加算】**

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件		加算額		
			基本利用料	利用者負担	利用者負担
				(1割)	(2割)
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	別に構成労働大臣が定め基準に適合している場合	事業対象者・要支援1	240	24	48
		事業対象者・要支援2	480	48	96

**(2) その他の費用**

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき500円の食費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が相当と認められるもの(利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

**(3) 支払い方法**

上記(1)から(2)までの利用料(利用者負担金の金額)及び食費は、1ヶ月ごとにまとめて口座引き落としとなります。なお、その他の費用は別途お支払い願います。

支払い方法	支払要件等
-------	-------

口座振替	サービスを利用した月の翌月 25 日(農協休業日の場合は直後の営業日)に、利用者又は、契約者の農協口座から引き落としとなります。
------	--

## 9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに下記的主治医及び家族等へ連絡を行う等、以下の手順で速やかに対応します。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先(家族等)	氏名 利用者との続柄 住所 電話番号	

### \* 緊急時の対応の手順

- ①看護職員等により応急処置に全力をつくす。
- ②那賀町木沢診療所または、上那賀病院へ救急搬送します。  
(送迎中の緊急時には近くの診療所に受診・事業所に連絡)
- ③ご契約者に連絡 (来院していただく場合もあります。)
- ④診療担当医師からご契約者に病状説明
- ⑤緊急発生状況の記録

## 10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び那賀町へ連絡を行うと共に、以下の手順で速やかに対応します。

### \* 事故発生時の対応の手順

- ①看護職員等により応急処置に全力をつくす。
- ②那賀町木沢診療所または、上那賀病院へ救急搬送します。
- ③ご契約者に連絡・事故内容の説明
- ④ご契約者、担当医師、当施設の三者間で今後の処遇を協議
- ⑤事故原因の究明
- ⑥⑤の結果をご契約者に説明
- ⑦事故発生状況の記録
- ⑧保険者へ事故発生状況の報告

## ⑨再発防止策の検討

### 1 1. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号： 0884-65-2126 担 当： 生活相談員 白 谷 岳 二 受付時間： 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることが出来ます。

苦情受付機関	那賀町役場保健医療福祉課	所在地：那賀郡那賀町延野字王子原31-1 電話番号：0884-62-1141
	徳島県国民健康保健団体連合会	所在地：徳島市川内町平石岩松78-1 電話番号：088-666-0111

### 1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下の通りです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなった時は、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

### 1 3. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記の通り重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

那賀町木沢デイサービスセンター

説明者職名 生活相談員 氏名 臼谷 岳 二 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。  
また、この文章が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

令和 年 月 日

利用者住所 那賀郡那賀町

氏名 印

契約者住所

氏名 印

利用者との続柄

## 介護予防・日常生活支援総合事業

### 第1号通所事業契約書別紙（兼重要事項説明書）

#### ◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者	1
2. ご利用事業所の概要	1
3. 事業の目的と運営の方針	1
4. 提供するサービスの内容	2
5. 営業日時	2
6. 事業所の職員体制	2
7. サービス提供の責任者	2
8. 利用料	3
9. 緊急時における対応方法	4
10. 事故発生時の対応	4
11. 苦情相談窓口	5
12. サービスの利用にあたっての留意事項	5
13. 非常災害対策	5